

議案第 24 号

令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度流山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第2条 企業債を次のとおり変更する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
公共下水道 事業（既成 市街地分）	千円 762,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる政府 資金、地方公 共団体金融機 構資金及び銀 行等資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率）	借入先の融資 条件による。 ただし、企業 財政の都合に より、据置期 間及び償還期 間の短縮、繰 上償還並びに 低利に借換え をすることが できる。	補正前 に同じ	補正前 に同じ	5.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる政府 資金、地方公 共団体金融機 構資金及び銀 行等資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率）	補正前 に同じ

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業（つく ばエクスプ レス沿線整 備関連分）	70,000	//	//	//	//	//	//	//
江戸川左岸 流域下水道 事業	180,400	//	//	//	//	//	//	//
計	1,012,900				1,012,900			

令和8年2月19日提出

流山市長 井崎義治